

平成 23 年 2 月 28 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 野井伸



## 平成 22 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 2) 再処理事業部の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付 4-108
監査名	平成 22 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 2) 再処理事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所	
監査実施日	平成 23 年 1 月 25 日～28 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	

### 2. 平成 22 年度 第 2 回 定期監査の視点

#### 2.1 背景とこれまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 13 回の定期監査を実施してきた。この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目)(以後、「改善策」と呼ぶ)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、必ずしも改善策にこだわらず、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力してきた。その結果、「品質保証体制の改善策」の実施成果は風化することなく定着していると評価した。

一方、平成 21 年 1 月に、再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生したことを受け、JNFL では「安全基盤強化に向けたアクションプラン(以後、「アクションプラン」と呼ぶ)」を策定して全社課題として取組んだ。前回の定期監査では、その第 1 年目の状況を監査した結果、「アクションプラン」の展開は概ね計画通りに推移し、軌道乗せが果たされたことを確認した。

## 2.2 平成 22 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

再処理事業部では、「改善策」ならびに「アクションプラン」に対して精力的な取り組みがなされてきたが、まだ、新規技術を伴う本格操業開始への途上にあることから、第三者監査をこれまで通りに継続することとなった。

但し、これまで行ってきた再処理事業部内の多数の部署への網羅的監査ではなく、監査対象部署を絞込み、各種の活動状況を、より時間をかけて詳細に観察することとした。

今回の第三者監査における具体的な注力事項は、次の通りとした。

### 平成 22 年度 第 2 回 定期監査の注力事項

対象事業部	監査実施項目
・再処理事業部	<p>①平成 22 年度への継続課題とされた「アクションプラン」の展開状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. コミュニケーションの充実</li><li>b. 日常業務中のリスクの洗い出し</li><li>c. 業務フローの充実</li><li>d. 中間管理職の他企業派遣研修</li></ul> <p>(いずれも、総括事務局の諸活動状況の確認を含む)</p> <p>②「アクションプラン」から日常活動に組み入れられた項目の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各項目に係る PDCA 展開状況</li><li>・初期プランに沿った展開状況の監視活動 (内部監査を含む)</li></ul> <p>③この半年で発生した不適合事象(ソフト/ハードの両面)の対応状況、及び、不適合抑止に係る活動状況</p> <p>④現場監査 (QMS の定着状況を観察する一環)</p> <p>⑤人材育成の取り組み状況 (教育訓練の充実度)</p>

## 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査(現場監査を含む)で構成した。

### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。「ある業務」とは、「アクションプラン」の各項目、あるいは、各部署が実施する各種の単位業務である。

- ①「アクションプラン」や業務の理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関与する者（あるいは部門）の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④「アクションプラン」の場合、実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤「アクションプラン」の場合、全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

### 3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態の把握が重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要しても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

- ①「アクションプラン」等の実行は、文書で定めた要求事項を満たしているか。
- ②実施された成果（又は中間成果）は、所定の手順を踏んで、関係者に報告されたか。
- ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。
- ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。
- ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実にを行う体制が整備されているか。

## 4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LRJ の知見を活用することとした。

- ◆ JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆ 安全基盤強化に向けたアクションプラン (対象：全部門)
- ◆ JEAC4111-2009 (日本電気協会) [諸活動の底流として]

## 5. 監査結果の評定

監査対象テーマは、あらかじめ計画された監査時間を考慮して、監査部署ごとに異なっている。監査結果は監査項目ごとに取りまとめ、監査チームとしての基本所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査員

監査は2名1組のチームで対応し、従前と同様に、内1名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査結果

再処理事業部に対する今回の実地監査は上記2.2項に示した監査実施項目から選択した。部署ごとの監査結果を添付1に示すと共に、各部署の監査過程で観察された提言事項を添付2に示す。また、監査日程と出席者を添付3に示す。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### (1) 「指摘事項」及び「観察事項」は観察されていない。

再処理事業部において、該当部署が関与する「安全基盤強化に向けたアクションプラン」が着実に実践・実行されていることを確認した。また、従来から注視してきた「品質保証体制の改善策」の成果は、日常業務の中で風化することなく定着していると判断できた。

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めたが、いずれの分野にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。

### (2) 「アクションプラン」の対応は確実に実践・実行されている。

全社「アクションプラン」の遂行に関しては、サブテーマごとに管理責任部署（事務局）が定められている。再処理計画部計画Gが再処理事業部における総合事務局を担っており、「アクションプラン」の中で、2年目への継続管理項目として取り上げられた下記の項目に対する2010年度のフォロー活動に尽力された状況を確認した。

- ① コミュニケーションの充実
- ② 日常業務中のリスクの洗い出し
- ③ 業務フローの充実
- ④ 中間管理職の他企業派遣研修

なお、ヒューマンエラー事象の発生状況からの判断として、「当直長と当直員間のコミュニケーション向上」が追加の管理項目として設定されている。

「安全基盤強化に向けたアクションプラン」に係る活動は、再処理工場での「高レベル廃液の漏えい」発生に端を発したものであるが、当該事象に対する対応活動は他事業部への水平展開を含め、全社で対応することが計画されたものである。すなわち、当該プランの立案には品質保証室が関与し、当該テーマに対する具体的対策活動を再処理事業部が展開していったものと理解する。さらに、アクションプランの進捗管理（対応状況管理及び質的管理）については、全社大での「再発防止検討委員会」の関与も必須となる。

このように、「アクションプラン」に係る活動は、再処理事業部のみの活動を単独として論じるのではなく、全社一丸となって遂行するべき活動であるとの認識の下で今回の再処理事業部に対する監査所見を下記に示す。

#### a. コミットメントとコミュニケーションの充実

本テーマは、タテ・ヨコ方向の意思疎通改善を志向して策定された項目である。今回の監査では、前回と同様、毎日の工場朝会、当直と日勤との連携強化、事業部長と中間管理職との意見交換、及び各階層間での情報共有に向けた活動など、様々な分野でコミュニケーションの充実に向けた取組みが行われている状況を観察した。これらの活動は、概ね日常活動として風化することなく定着域に達しているものと判断できるが、前述したように、新たに追加された「当直長と当直員間のコミュニケーション向上」への注力が期待されるところである。

#### b. 日常業務中のリスクの洗い出し／業務フローの充実

再処理事業部における「アクションプラン」の全体取りまとめ事務局は再処理計画部計画 G が担当し、「アクションプラン」中の当該継続テーマの管理責任部署（事務局）は品質管理部 品質管理課である。

平成 22 年度上期末においては、2 サイクル目の「優先順位をつけた業務の改善及びリスク洗い出し」の成果は、全ての該当部署が提出していることを確認した。これは、事務局である品質管理部 品質管理課による的確な管理によるものであると評価する。

全社アクションプランの一項目として管理対象になっている本課題は、日常業務におけるリスク管理と業務の効率化を狙うものであるが、当初期待した効果が表れていないという実態を踏まえて、品質保証室品質計画 G では、標記のテーマを小集団活動で取り上げて再整理に取り組んだことを確認した。再整理の一端として、次のポイントが挙げられている。

◆業務フローを利用する人は誰か

◆どの様に業務フローを活用するか

品質計画 G では、このポイントに照らした「優れた活用事例」の紹介に取り組む方針を品質保証連絡会に報告するとのことである。

平成 20 年初頭から運用が開始された「業務フロー作成・運用要則」の理念は妥当であるが、この要則だけで効果的な運用を期待することは難しく、インストラクターがしっかりと誘導・指南を行わないと所期の目的は達成できないと思われる。このインストラクター役は、いわゆる事務局部門に期待することになる。すなわち、全社的には品質計画 G であり、再処理事業部では再処理計画部及び品質管理部であろう。また、内部監査を担当

する品質監査 G 及び保安監査部に業務フロー活用実態の把握に協力してもらいたいと思われる。

このたびの第三者監査の過程で、改善の余地があると思われるフロー図や、活動の効率化を望む声を観察した場面があった。上述した「優れた活用事例」の紹介活動を契機として、本当にムリ・ムダを排除してリスク管理にも貢献する業務フロー策定が実現することを期待するところである。

#### c. 中間管理職の他企業派遣研修

「中間管理職の他企業派遣研修」は「アクションプラン」の継続管理項目であるが、品質保証室が主導しており、再処理事業部では品質管理部 教育課（今回の被監査部署に該当しない）が事務局として対応している。危惧される事項は無いと判断する。

### (3) QMS に係る活動は定着し、風化なく継続している。

監査の過程では、QMS（品質マネジメントシステム）の一般活動状況にも注力した。以下に示す内容からも分かるとおり、「品質保証体制の改善策」の取組みによって培われてきた QMS に係る活動が定着し、風化することなく継続していると見なせる。

#### a. 現場巡視監査

運転部分離課に対しては、QMS の定着状況を確認するために、現場巡視監査を取り入れた。作業許可及び工事管理等に危惧される事項は観察されていない。

#### b. 業務目標・品質目標

各部署の活動項目は、「2010 年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画」表として取りまとめられ、活動内容は、上長により承認されている。また、表中の達成指標は概ね判定可能な指標が採用されており、活動の有効性を評価する際に有用である。また、「アクションプラン」の継続管理項目は、今回監査対象となったいずれの部署においても、当該表中に記載されており、すべての部署がアクションプランを重視した活動を展開している。

#### c. 不適合対応

再処理事業部の活動は、開発要素を有する設備・方法による業務が大半を占めることから、一般的な業務活動に比較して、不適合の発生頻度が高くなる傾向にあることは理解できるものである。しかし一方、2010 年度第 2 四半期にヒューマンエラーが関与した不適合が頻発したのも事実である。但し、起こってしまった不適合の再発防止に向けた活動が適切かつタイムリーに実施されていることを評価したい。前述したアクションプランへの追加処置もその一環である。

#### d. 内部監査

内部監査は、「アクションプラン」の実施状況を含め、各部門の日常活動の適切性を確認するうえで重要である。平成 22 年度においては、「アクションプラン」の実効性・有効性に重点をおくとともに、抜き打ち性に留意した監査が実施されつつある。また、従来、部単位で実施されていた内部監査を課レベルで行う等の対応が行われ、より業務実態の客観的把握に注力しようとする努力がうかがえる。

## 8. 終わりに

「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の2010年度における活動は概ね計画通りに実施されていることを確認した。

前回の報告書でも記載したように、中規模以上のプロジェクトにおいて成果の有効性を評価するには一般的に3年が必要である。

- 1年目：計画の策定と軌道乗せの状況確認
- 2年目：実行維持とPDCAの展開状況の確認
- 3年目：風化・形骸化のない継続状況の確認

2011年度は、3年目となる。2年間の実施結果を総括し、当該「アクションプラン」成果が風化することなく、確実に定着していることを確認するステップである。「継続管理項目」のみならず、「日常活動に移行させた項目」についても放任することなく監視することが重要である。担当事務局及び内部監査担当部門の尽力に期待したい。

ところで、第三者監査を始めとして、品質保証室による監査、保安監査部による監査など、多くの監査が実施されている。それにも拘わらず、不適合の顕著な減衰が見られないとの声があり、「実効性のある監査」が望まれている。決して特効薬は無いが、先ず、ヒューマンエラーが関与する不適合をなくすことであり、それには「決めたことを決めた通りに守る」という基本行動の定着が不可欠である。H8建屋の入口に掲げられている次の標語が印象深いので、ここに記載して結言としたい。

『変える意識と変えない基本 みんなが主役の自主保全』

以上

添付 1

平成 22 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部)



平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 1)

被監査部門	再処理計画部 計画G / 技術部管理課	
監査実施日	平成23年1月25日	T
<p><b>(実地監査)</b> 再処理計画部は再処理事業部のスタッフ部門、また、技術部は再処理工場のスタッフ部門として機能している。そこで、アクションプランに係る事業部内の総括事務局機能を含めた活動状況を確認した。</p> <p><b>(1) 全社アクションプラン</b> 細目を含めて14項目が策定された「全社アクションプラン」は、第1年目での評価において、10項目は「日常業務へ移行」という扱いとなり、4項目が「継続して管理する項目」に位置づけられた、その後、ヒューマンエラー事象の発生状況からの判断として、「当直長と当直員間のコミュニケーション向上」が追加の管理項目として設定された(右記①)。</p> <p>再処理計画部は、トップマネジメントレビュー資料として、四半期ごとにアクションプラン実施状況の概要をまとめている(右記②)。コミュニケーションの充実については、工場朝会でのディスカッションが大いに寄与していると理解できる。また、事業部長と中間管理者との意見交換会が進行している。</p> <p>リスクの洗い出し、及び業務フローの充実については、保安検査のタイミングに合わせて、各部門の展開状況の把握(右記③)に努めている。進捗管理が主体であるが、質の管理(出来栄えと活用度の管理)にも注力するとアクションプランの理想的管理となる。</p> <p><b>(2) (自部門の) リスクの洗い出し活動</b> アクションプランの対応に係る自部門の活動として、各種会議体での事業部長代理者設定、及び構内における異常時の対応体制の見直し活動が実施されている(右記④、⑤、⑥)。ニーズに応じた事項に着目したと理解できる</p> <p><b>(3) トラブル等とその対応に関する情報の社外発信</b> 再処理計画部では、再処理工場のアクティブ試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応に関する情報をホームページに掲載し、適宜の更新を行っている(右記⑦)。当該情報は、社内の技術伝承を目的としたものではなく、安全に関してJNFLが誠意を持って取り組む姿を社会に示すという、社会とのコミュニケーションの一環であると理解した。</p>		(参照文書・記録等)
<p><b>(第三者監査所見)</b> アクションプランに関して事業部の事務局機能を果たしつつ、自部門としての活動フォローを展開している。アクションプランの進捗把握に加え、対応内容の定着状況・質についての把握・評価が加わると理想的である。</p>		
<p><b>(提言事項)： 添付2 No. 1 及びNo. 2 参照</b></p>		

平成 22 年度第 2 回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 2)

被監査部門	再処理計画部 技術G	
監査実施日	平成23年1月25日	T
<b>(実地監査)</b>		(参照文書・記録等)
<p>再処理計画部 技術 G は、旧技術 G から機能の一部が分離独立した後の業務を引き継ぐ形で、本年度 8 月に誕生した部門であり、事業の許認可対応業務(官庁申請業務)及び、製品貯蔵施設等の新增設に係る基本設計などを担当している。</p>		
<b>(1) リスクの洗い出し、及び業務フローの策定</b>		
<p>これらの課題は、全社アクションプランの中で、再処理事業部の管理項目になっているものである。技術 G としての対応状況を監査した。</p>		
<p>まず、自部門の担当業務機能ごとにリスクの有無を評価(右記①)したのち、</p>		
<p>◆H22 上期では、業務機能の一つである「官庁申請業務」を取り上げたフロー化を行っている。申請前後に区分して、業務遂行課程での部長承認、核取主任報告、他部門への回付、会議体への報告などのタイミングが明示されている。また、業務のステップで適用すべき規定類が引用されている(右記②)。</p>		
<p>◆H22 下期においては、同じく「施設の新増設に係る建設計画」を取り上げた業務フロー化を行っていることを確認した(右記③)。</p>		
<b>(2) 委託業務の調達管理</b>		
<p>技術 G は、その性格上、新增設予定の施設に係る概念検討などを外部に委託する業務があり、当該業務では調達管理の適切性が求められる。委託業務の一例を抽出し、概念検討の委託実施が稟議によって決裁され、また、委託共通仕様書及び委託仕様書にて発注側の委託内容の詳細を含む要求事項が的確に定められている状況を観察することができた(右記④、⑤、⑥)。危惧する状況は観察されない。(委託終了は H23 年中期であるため、このたびは発注者による検証状況は監査対象にしていない)。</p>		
<b>(3) 許認可書類の作成</b>		
<p>提出する許認可書類には完璧性が要求される。過去に許認可書類で発生した不備事例を反映して、入念な点検に注力する体制になっていることを監査チームは承知していたので、励行状況を確認した。書類の記載内容に対して、規定に従ったダブルチェックが実施されている状況を観察した。</p>		
<b>(第三者監査所見)</b>		
<p>業務内容は継承されたものであるが組織自体の誕生が新しい部門として、規定に基づいた業務の実施、ならびに、アクションプランに対する対応を地道に行っている。</p>		

平成 22 年度第 2 回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 3)

被監査部門	保安監査部 保安監査課	N
監査実施日	平成23年1月25日	
<p><b>(文書監査：前回フォロー対応)</b>          前回の監査時に提起した観察事項に対して、文書①の改訂が行われている。適切な対応であり、PDCA展開が有効に機能している証として評価できる。</p> <p>■<b>観察事項：「是正処置要求書兼回答書」の回答期限</b>          2009年度調達先監査において、「指摘事項」が提起されている。当該事項に対する事務処理としての対応は「是正処置要求書兼回答書」により実施されていることは確認している。しかし、          [ ] の5. (6) a項によれば、提起された指摘事項に対しては、「被監査箇所の責任者は、監査結果通知後、原則10日以内に『是正処置/予防処置要求書兼回答書』によって保安監査部長へ回答する」旨が規定されている。すなわち、このたびの処置は、規定されたプロセス通りに実施されたとは言い難い。なお、本処置プロセスは、要望事項についても適用することになっているので、注意が必要である。</p> <p>→ 本件については、被監査側において、対応方針検討に日数を要する場合もあることから、回答書提出までの日数制限を削除するとの文書①の改訂が行われている。また、同時に当該文書の全体的見直しが行われている。実態に即した対応である。</p>		(参照文書・記録等)
<p><b>(実地監査)</b>  <b>(1) 内部監査準備活動(「アクションプラン」の実効性・有効性)</b>          2010年度 年度監査計画書に基づき、文書②が作成され、監査活動状況が確実に把握されている。2010年度における重点内部監査項目として、「アクションプラン」の実効性・有効性の確認が挙げられる。          本監査の実施に際しては、文書③に示すように、実施前に監査チームによる打合せが行われ、監査方針の周知・統一が図られている。監査に適用するチェックシートを閲覧したが、チェックシートには被監査部門に事前に提示する項目と前もって提示せず、監査当日に抜き打ち的に確認する項目を記載した 2 種類のチェックシートが準備されている。          これは、前回の監査時に提起した「提言事項：監査への抜き打ち性の適用」に対して前向きなフォローを行って頂いたものであると理解する。その対応を評価したい。</p>		

	(参照文書・記録等)
<p><b>(2) 内部監査活動(「アクションプラン」の実効性・有効性)</b>  サンプリングした「アクションプラン」の実効性・有効性に関する監査報告書(被監査箇所：核物質管理部の各課/G)を文書④に示す。  これまでの内部監査では、監査は部単位で実施されていたが、前回の監査時において提起した「提言事項：「課」レベルでの内部監査実施の懇願」を受け、被監査箇所である核物質管理部に所属する全ての課/Gを対象とした監査が実施されている。提言事項に対して前向きに対応頂いたものとして評価する。  なお、監査は、前述した2種類のチェックシート(事前提示版、及び抜打ち監査版)を用いて適切に実施されている。監査の結果、一部の部署において、「アクションプラン」で取上げている「業務フロー」が必ずしも有効に利用されていない状況等が観察されていることを確認した。</p> <p><b>(3) 調達先監査活動</b>  直近において不適合の発生が観察されたG社に対する調達先監査が追加され、速やかに実施されている。その結果は、「要望事項」及び「気付き事項」を提起した文書⑤の監査報告書として取りまとめられ、保安監査部長の承認の後、事業部長まで上覧されていることを確認した。</p> <p><b>(4) 2010年度 業務目標・品質目標</b>  保安監査課の「2010年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画(第2四半期実績：文書⑥)」中に「アクションプラン」に係る活動(リスクの洗い出し及び業務フローの充実)及び年度監査計画に基づいた監査実績や前回監査時のコメント対応等が欠落無く記載されていることを確認した。  「リスクの洗い出し」に関しては、当該活動の事務局である品質管理部より2サイクル目の実績提出を依頼する文書⑦が送付されたのを受けて、文書⑧の業務フローが活動実績として提出されていることを確認した。</p>	
<p><b>(第三者監査所見)</b>  前回の監査時のコメントフォローが確実に行われている。また、保安監査課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」活動は確実に実施されているとともに、業務目標・品質目標に掲げた各種活動も着実に実施されている。危惧される事項は観察されない。</p>	
<p><b>(提言事項) 添付2 No. 3 参照</b></p>	

平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 4)

被監査部門	品質管理部 品質管理課	
監査実施日	平成23年1月26日	N
(文書監査)	「分析廃液第1受槽への分析試料(分析残液)の移送先間違い」に係る不適合事象に対する根本原因分析結果(文書⑥)より抽出された是正処置の一つとして、文書①の改正が挙げられる。文書①の改正では、上述の不適合が単独作業時において発生したこと、及び該当する教育・訓練内容が不明確であったことが主因と判断されたことから、上記事項の再発防止対策が盛り込まれた。PDCA展開の観点から適切な対応であると判断する。	(参照文書・記録等)
(実地監査)	<p><b>(1) リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b></p> <p>品質管理課は、「アクションプラン」の1項目である「優先順位をつけた業務の改善及びリスクの洗い出し」に関する再処理事業部の事務局である。</p> <p>2010年度の第1サイクル活動結果の提出を文書②により各部門に依頼した後、各部門からの提出資料をレビューしている。その後、2010年度第2サイクル活動結果の提出を文書③にて依頼している。文書④には再処理事業部に所属する全ての部署が2010年度に実施した活動結果が一覧表として取りまとめられており、全部署が欠落なく活動していることが俯瞰できる。適切に管理されている状況を確認した。</p> <p><b>(2) 品質保証標準類等の解釈に迷う箇所を吸い上げる仕組みの構築</b></p> <p>「品質保証標準類等の解釈に迷う箇所を吸い上げる仕組み」については、文書⑤による運用が継続していることを確認した。危惧される事項は認められない。</p> <p><b>(3) 保安規定違反事象に対する対応</b></p> <p>平成21年度第4回保安検査の後に発生した「プルトニウムを含む分析残渣の移送先間違い」に関する不適合事象の発生を受け、分析チームにて文書⑥の分析報告書が作成され、事業部長承認が行われている。品質管理課では、根本原因分析結果から導き出された対策を取りまとめ、文書⑦により関係部署に対策の実施と完了報告を依頼している。文書⑦には、対策実施計画表が添付されている。当該計画表中には「品質管理課 確認日」欄が設けられており、確実な管理が実施されている状況を観察した。</p> <p>平成22年度第2四半期に5件の保安規定違反が発生した。この中の1件について不適合処理の適切性を確認した。文書⑧は、「過去の排気サンプリング設備の流量計基準外れに係る妥当性評価の未実施(再処理施設)」に関するものであり、適切な不適合処理が実施されている。当該不適合処理に関連し、処理方針策定時及び処置完了報告時に再処理工場長の承認が行われていることを確認した。</p>	

<p><b>(4) 不適合情報への対応及びヒューマンエラー防止活動</b></p> <p>品質管理課では、アクティブ試験開始以降の不適合等を設備、事象及び原因等に分類分けするとともに、ヒューマンエラーにより発生した不適合に対しては、品質管理課で判断した区分分けを行い、文書⑨の書式で文書ライブラリに掲載している。</p> <p>また、不適合等の発生状況は四半期毎に取りまとめられ、再処理事業部品質保証推進会議で報告されていることを文書⑩により確認した。</p> <p>なお、2010年度第2四半期において、ヒューマンエラー事象が頻発したことを受け、9月よりヒューマンエラー防止活動が開始された。当該活動は、再処理事業部内の部単位で実施されており、各部の活動状況についても文書⑩中で報告されていることを確認した。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>品質管理課は、「アクションプラン」項目中の「リスクの洗い出し」作業等に対して、事務局部門として着実な活動を行っている。また、保安規定違反を含む不適合等の処理についても主体的な取組みを実施していることを確認した。PDCA展開は、有効に機能していると判断する。</p>	
<p><b>(提言事項) : 添付2 No. 5 参照</b></p>	

平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 5)

被監査部門	施設建設部 廃棄物処理施設建設G	
監査実施日	平成23年1月26日	T
<p><b>(実地監査)</b>                  当グループは、以前の施設建設部の機能の内、基本設計部分が再処理計画部に移管されたことに伴って、本年11月に見直された部門である。現在の具体的な業務は、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋工事に特化されている。右記①を参照しつつ、下記の事項について確認した。</p> <p><b>(1) ムリ・ムダの抽出</b>                  本課題は、全社アクションプランの中で、再処理事業部の管理項目になっているものである。施設建設Gでは、グループディスカッションが開催され、問題提起と対応目標が議論された結果、会議体の目的整理・改善、ならびに工程遅延リスクの抑止に注力することが結論付けられている(右記②)。取りまとめ業務を担当する協力会社を使用していない部門であるため、工程管理には苦勞が多いことから生まれた結論であると理解する。</p> <p><b>(2) ヒューマンエラー防止活動</b>                  施設建設部としての対応方針がまとめられている(右記③)。対応の一つとして、協力事業者との共同活動を計画し、手始めとしてポスター・標語の募集が企画された。締め切りは本年2月中旬であるが、単なる掲示に終わることなく、共同体の全体意識昂揚に繋がる様な締めくくりとなることが期待される。</p> <p>なお、ルーチン作業におけるヒューマンエラー防止対応の一端として、設工認図書提出に際してチェックシート(右記④)を適用しており、所定の確認項目ごとに、二重チェックが実施される仕組みが定着している。また、設工認図書の記載事項についても、その妥当性が二重チェックされている(右記⑤)。</p> <p><b>(3) 教育訓練(力量管理)</b>                  力量管理に関して、新人から副長級に到る5段階の力量到達目標を各種の力量要素項目別に定めると共に、そのための教育方法を明示している(右記⑥、⑦)。サンプリングによって、実際に行われた力量評価結果を観察した(右記⑧、⑨)。非常に基本的な手法を励行し、力量管理に注力している状況を汲み取ることができた。</p> <p><b>(4) 不適合未済事象の管理</b>                  業務フロー管理の一環で取り上げられたものであり(右記⑩)、施設建設部が所掌する設備及び建設工事で発生した不適合未済事象についての確な処理と内部情報共有化を行うべく右記⑪が制定された。これは施設建設部の業務は、不適合等管理要領の不適合の定義に満たない事象の発生が多く、埋もれる可能性があることから、部内でデータベース化することで技術伝承に繋げることを目的にしている。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>	
	<p><b>(第三者監査所見)</b>                  取りまとめ業務を担当する協力会社を使わずに、少人数の自部門で調整業務を行うという苦勞の中で、上記の諸活動を地道に取り組んでいる。</p>	

平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 6)

被監査部門	土木建築部 土木建築技術課	
監査実施日	平成23年1月26日	N
<p><b>(実地監査)</b></p> <p><b>(1) 2010年度 業務目標・品質目標と「アクションプラン」</b></p> <p>土木建築技術課の文書①を確認した結果、文書①中に「アクションプラン」に係る項目が確実に含まれていることを確認した。リスクの洗い出し作業として、建築確認申請業務に際して、建築基準法の改正に対応したリスクの洗い出しを行った結果、文書②の改正が実施されている。これに関連した業務フローである文書③が作成され、担当事務局(品質管理課)に提出されていることを確認した。</p> <p><b>(2) ヒューマンエラー防止対策</b></p> <p>再処理事業部において、第2四半期にヒューマンエラー事象が頻発したことを受け、ヒューマンエラー防止活動が開始されている。土木建築部では、当該活動の取り組み状況報告として、文書④がとりまとめられている。文書⑤は、土木建築部に所属する4課の取り組み実績を取りまとめたものであり、社員に対する「ヒューマンエラー知識向上のための教育・訓練」と協力会社に対する「労働災害防止活動に対する指導」等に区分できる。また、土木建築技術課の活動として関連作業に係るリスクアセスメントが挙げられる。文書⑥に地質・地盤調査に関連した試掘抗工事に係る各作業項目に対してリスクアセスメントが実施され、スク低減対策の効果が示されている。リスク低減がヒューマンエラーの発生防止に有効であるとの観点から実施されたものであると判断する。</p> <p><b>(3) コミュニケーションの充実</b></p> <p>土木建築技術課が所属する土木建築部と協力会社との良好なコミュニケーションの維持・向上を図るため、建築情報交換連絡会議が定期的で開催されている(文書⑦)。また、土木建築技術課がJNFL社内標準(構造標準図)のマニュアル化を目指し、各協力会社の意見を文書⑧として取りまとめることを通じて、マニュアル化を目指す活動が精力的に実施されていることを確認した。</p> <p><b>(4) 教育・訓練</b></p> <p>土木建築技術課員の力量は、文書⑨の力量表において管理されている。当該力量については、年度毎に所属長の承認のもと、力量表が更新されている。また、土木建築課員が必要とする知識の取得については、適宜、文書⑩の課内教育が実施され、当該教育の有効性評価も行われていることを確認した。</p> <p><b>(5) 調達管理</b></p> <p>業務の発注に先立ち、発注先候補となる協力会社の評価が文書⑪にて確実に実施されている。土木建築技術課において、発注仕様書内容及び設計要求事項に欠落がないか否かのチェックが文書⑫及び⑬にて確実に実施されている。適切な対応であると判断する。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>「アクションプラン」への対応を含む土木建築技術課の品質保証活動は確実に実践・実行されている。PDCA展開は有効に機能していると判断する。</p>		
<p><b>(提言事項)： 添付2 No. 4 参照</b></p>		



平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 7)

被監査部門	運転部 ガラス固化課	
監査実施日	平成23年1月27日	T
<p><b>(実地監査)</b>                  監査時間が30分という短時間であったが、業務目標(右記①)を参照しつつ、以下の活動状況を確認した。</p> <p><b>(1) リスクの洗い出し/業務フロー</b>                  リスクの洗い出しの次のステップと理解できる「実務上のリスク管理状況」の一例が、右記②から汲み取れた。                  業務フローとして右記③の事例を閲覧した。既に数年前から策定されていたものであるが、本年度のアクションプラン活動として見直されたものと理解した。</p> <p><b>(2) コミュニケーション</b>                  右記④を拝見した。当直の業務概要や引継ぎ状況を知ることができる。日勤と当直の確実な連携作業等が実直に行われている状況を観察した。</p> <p><b>(3) ヒューマンエラー防止活動</b>                  一つの事例として、右記⑤を閲覧した。ガラス溶融炉の事前確認試験を実施するに際して試験開始前の準備状況の確認項目・確認手順を定めたものであり、確認体制、確認内容、実施責任者、各種のチェックシート、結果の報告・審査体系などが具体的に定められている。注目されている部門だけに、ヒューマンエラーの防止強化に向けた熱意を汲み取ることができた。</p> <p><b>(前回提言事項に対する対応)</b>                  協力事業者に委託しているパワーマニピュレータの点検作業を自社要員に習熟させることの可否を問うていたものである。検討結果として「機器構成が複雑かつ精密であることに鑑みて、当座は、専門知識を有する協力会社に委託する」との見解が示され、監査チームは理解した。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b>                  社会の関心が非常に高い部門として、QMSに関して着実に、かつきめ細かく取り組んでいる状況が汲み取れた。</p>		

平成 22 年度第 2 回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 8)

被監査部門	運転部 脱硝課	N
監査実施日	平成23年1月27日	
<p>(実地監査)</p> <p><b>(1) 2010 年度 業務目標・品質目標と「アクションプラン」</b></p> <p>脱硝課の文書①を確認した結果、文書①中に「アクションプラン」に係る項目が確実に含まれていることを確認した。リスクの洗い出し作業として、当直が気付いたリスクを検討依頼書より脱硝課に連絡する体制が確立している。文書②により手順書改定依頼が当直より統括当直長を經由し、脱硝課に送付される。脱硝課では、依頼内容をレビューした後、妥当と判断されれば、速やかに文書③のように手順書改正を実施するとともに、当該処置は当直に回答される仕組みとなっている。なお、当直からの依頼事項については、文書④の管理台帳により活動状況を確実に把握していることを確認した。良好なコミュニケーションの維持・向上にも繋がる活動として評価できるものである。</p> <p><b>(2) 当直、協力会社と日勤者間のコミュニケーション</b></p> <p>脱硝課における日々の当直間及び当直-日勤間の連絡は、文書⑤を使用することにより実施される。文書⑤中には、運転状況、設備状況及び引継事項等の記載欄があり、必要に応じて当該箇所に記載され、次直に引き継がれた後、脱硝課に送付され、課長確認が行われていることを確認した。文書⑤の他、脱硝課独自のフォームである文書⑥を用い、より密接な情報連絡が行われていることを確認した。</p> <p>また、現場作業を委託している協力会社との間では、文書⑦を使用することにより、作業指示・報告が確実に行われている。危惧される事項は観察されない。</p> <p><b>(3) リスクアセスメントに係る活動</b></p> <p>脱硝課が保有する各種の手順書、マニュアル類から 2010 年度はリスクアセスメント対象とする 23 件(文書⑧)を取上げ、文書⑨のように各手順書中に記載されている作業項目に対するリスクアセスメントを実施中であることを確認した。</p> <p><b>(4) 不適合処理</b></p> <p>脱硝課所掌の装置隔離作業に際して、装置の圧力「高」警報発報の不適合(文書⑩)が発生した。当該不適合の是正処置として、取扱説明書との整合確認と EFD による系統構成に対するダブルチェックが行われている。文書⑪の事例より適切な再発防止処置が実施されていることを確認した。</p> <p><b>(5) 教育・訓練</b></p> <p>脱硝課員の力量は文書⑫の力量表において、また、課員の教育履歴は文書⑬の教育訓練実績一覧表に取りまとめられ、確実に管理されていることを確認した。新入社員に対する長期間の育成計画が文書⑭のように立案されている。長期的視点から要員育成を目指す試みとして評価できる。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>脱硝課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は着実に実践・実行されている。危惧される事項は観察されない。</p>		

平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 9)

被監査部門	運転部 分離課	
監査実施日	平成23年1月27日	N
<p><b>(現場監査)</b>            今回(平成22年度第2回)の第三者監査の注力点は『安全基盤強化に向けたアクションプラン』ならびに『改善策に係る活動』の実施継続状況においたが、分離課に対しては現場監査に重点を置き、一部の事項について実地監査を併用した。            現場監査は、分離建屋内において、「設備点検工事の内 弁点検作業」の現場状況を巡視した。当該工事については、機械保修課が担当しているが、工事に係る各種の許可、最新版の手順書等の整備・適用、協力会社への適切な指示、作業ホールドポイントでの立会確認及び作業安全管理等が適切に実施されている状況を掲示物及び現場作業にて確認した。危惧される事項は観察されなかった。            併せて、平成22年10月に5件の「弁体部の飛散防止カバー内での漏えい」に係る類似不適合が発生した箇所の処置状況ならびに保安規定違反となった事象(高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内への高レベル廃液の漏えい)への改善作業実施箇所(分離施設 高レベル廃液濃縮缶 温度計保護管圧縮空気供給設備設置工事)を視察した。いずれも適切に管理され、実施されていることを確認した。</p> <p><b>(1) 2010年度 業務目標・品質目標と「アクションプラン」</b>            分離課の文書①を確認した結果、文書①中に「アクションプラン」に係る項目が確実に含まれていることを確認した。品質管理課より「優先順位をつけた業務の改善」及び「リスクの洗い出し」の上期実績の提出依頼[ ]を受け、文書②による回答が行われていることを確認した。</p> <p><b>(2) 不適合処理</b>            保安規定違反となった事象(高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内への高レベル廃液の漏えい)に対する不適合処理が文書③に示すように実施され、処置方針については事業部長承認が行われていることを確認した。現在、分離建屋内の当該場所において文書③に記載された対策工事が実施中であることを現場監査にて確認している。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b>            分離課に係る現場監査時の各種作業、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は、着実に実践・実行されている。保安規定違反事象に係る不適合事象も適切に処置されていることを確認した。PDCA展開が有効に機能しているものと判断する。</p>		

平成 22 年度第 2 回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」 No. 10)

被監査部門	保修部 電気保修課	T
監査実施日	平成23年1月28日	
<p><b>(実地監査)</b>                  右記①を参照しつつ、下記の事項を確認した。</p> <p><b>(1) リスクの洗い出し活動</b>                  多量に存在している各建屋の単線結線図の最新版管理（旧版誤使用防止）を確実化するために CAD を活用した対応に取り組んでいる。</p> <p><b>(2) 業務のムリ・ムダの洗い出し</b>                  受領する多数の業務連絡表に対して、その内容が重要なものと継続的に活用すべきものを選別した管理活動を実施中である(右記②)。</p> <p><b>(3) 保守管理業務品質の向上</b>                  保修部全体(保守管理要領検討チーム)で取り組んでいるものであり(右記③)、保守管理業務の始点(計画)から終点(結果の確認・評価)までの各種の要素ごとに、使用する帳票(チェックリストを含む)とのリンクを考慮しつつ、業務の合理化に取り組んでいると理解した。                  業務フローもその一環として扱われている(右記④)。上記のリスクの洗い出し、ムリ・ムダの洗い出しの成果をも反映する総合対応活動であると期待される。</p> <p><b>(4) 不適合対応(ヒューマンエラー防止活動を含む)</b>                  下記の 2 事象に関する、電気保修課としての対応活動(再処理工場としての対応を含む)を確認した。                  ◆電気盤での火災(再処理施設)                  ◆非常用電源系統 A 母線の停電</p> <p>電気盤の火災に件に対しては、人的要因が関与していることから、保修部工事監理員用の教育テキスト、ならびに、協力事業者に対する教育資料を策定し、教育実施がなされつつある(右記⑤、⑥)。右記⑤においては、「工事監理員の心得」が説かれている。また、電気保修課が実施する仮設電源切り替え工事の計画から完了までの手順を規定した文書⑦が新規制定された。</p> <p>非常用電源母線の停電問題に対しては、再処理工場長が高い関心を示されており、品質管理部作業安全課を窓口にして、問題点、反省点について意見等を集約し議論することを計画され、既に始動したことを確認した(右記⑧)。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b>                  アクションプラン対応、ならびに発生した不適合対応(再発防止対応を含む)としての活動が精力的に実施されている。</p>		

監査における  
提言事項

提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものである。採否については、被監査者に一任される。

<b>1</b>	<b>日常業務に移行した「アクションプラン」中の活動項目に対する各部門の実施状況に関する確認作業</b>
<b>関連部門</b>	<b>再処理計画部 計画 G</b>
<p>再処理事業部が立案した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」は小分類で 20 数項目に及ぶ。その中で、現在、継続管理項目となっている 4 項目については、各部門の業務目標・品質目標など日常的な品質保証活動の中でフォローされることになっており、総じて励行されている。一方、日常業務へ移管された項目については、当該項目が風化せず、維持・継続されていることを監視することが極めて重要であるが、このたびの監査過程で、そうした監視への注力状況が必ずしも明確には観察できなかった。</p> <p>少なくとも事業部の事務局部門である再処理計画部 計画 G の業務目標中に、当該監視活動を組み入れて、日常業務へ移管された項目が風化の兆候なく展開されている状況を確実に把握し、その結果を事業部長レビューを経てマネジメントレビューに報告することが望まれる。</p>	

<b>2</b>	<b>事業部長ヒアリングにおけるチャレンジ項目のフォロー活動の徹底</b>
<b>関連部門</b>	<b>再処理計画部 計画 G</b>
<p>平成 22 年 11 月より、事業部長による日常的な部長ヒアリングが実施されており、事業部長から各部長に対して改善・チャレンジすべき課題が提示されている状況を確認した。これらの項目には、短期的に解決できる課題、長期的な課題など様々な事項があると理解するが、せっかくの事業部長ヒアリングで提起されたものであるから、例えば、重要度に応じて業務目標・品質目標に追加するなど、何らかの形でフォローすることを考えたらいかがか。</p>	

<b>3</b>	<b>内部監査時のエビデンス入手の徹底</b>
<b>関連部門</b>	<b>保安監査部 保安監査課</b>
<p>保安監査課では、前回監査での提言事項を受けいれて、抜打ち性をも考慮した内部監査が実施されていることを確認した。また、内部監査での聴取内容がチェックシートの中に記載されていることも併せて確認した。</p> <p>しかしながら、内部監査チェックシート中の一部の項目において、確認したエビデンス欄が未記載の箇所が観察された。内部監査の目的は実態の把握であり、そのためには口頭説明を受けるのではなく、行動事実を見極めることが重要である。諸活動の実施・実行の証はエビデンスの確認をもって判断することが原則であるので、出来る限り注力することが望まれる。</p>	

<b>4</b>	<b>力量管理表の記載方法の改善</b>
<b>関連部門</b>	<b>土木建築部 土木建築技術課</b>
<p>土木建築技術課所属員の中からサンプリングして2009年度及び2010年度の力量表を閲覧した。通常、2009年度における各力量の評価結果が次年度の計画欄に転記されることとなる。次年度において、当該力量が要求する力量に満たない場合にはさらなる教育・研修の実施により力量アップが計画・立案されることになる。</p> <p>ところで、土木建築技術課においては、実際の教育・研修は的確に実施されており、危惧される事項がないことは確認済であるが、力量表を閲覧したところ、2009年度末の各人の力量項目の評価結果と次年度の計画欄に記載されている評価との間において整合が認められず、記載誤記であると誤解されかねない箇所が観察された。</p> <p>JEAC4111-2009 4.2.4 記録の管理 (3)項において「記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能でなければならない。」との記載があり、記録類については、その記載内容を容易に理解できるようにすることが求められる。</p> <p>このため、当該記載部については、力量管理に係る年度継続性を考慮し、上述したような記載方法の配慮が望まれる。</p>	

<b>5</b>	<b>マネジメントレビュー用の達成状況管理表への記載方法</b>
<b>関連部門</b>	<b>品質管理部 品質管理課</b>
<p>当該管理表中の「業務の実効性評価」欄の記載中に、例えば「計画通り実施した」との記述が散見される。経営幹部のご関心は、「当該業務を計画通り実施した」ことではなく、その活動によってどのような成果が得られたかであると理解するので、再処理事業部の全ての部署で記載振りの充実に注力されることが望まれる。</p>	

添付 3

## 平成 22 年度第 2 回 定期監査

日程及び出席者  
(再処理事業部)



平成 22 年度第 2 回第三者定期監査日程及び出席者 (1/2)  
(再処理事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
1月25日 (火)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング	出席者 <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	再処理事務所 1階大会議室 2
	10:10~11:40	再処理計画部 計画G 技術部 管理課	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	再処理事務所 6階 A 会議室
	13:30~15:00	再処理計画部 技術G	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	
	15:10~16:40	保安監査部 保安監査課	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	
1月26日 (水)	10:00~11:30	品質管理部 品質管理課	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	再処理事務所 6階 B 会議室
	13:30~15:00	施設建設部 廃棄物処理施設 建設G	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	
	15:30~17:00	土木建築部 土木建築技術課	監査	対応者 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	再処理事務本館 203 会議室

平成 22 年度第 2 回第三者定期監査日程及び出席者 (2/2)  
(再処理事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
1月27日 (木)	9:30～10:00	運転部 ガラス固化課	監査	対応者 <input type="text"/>	再処理事務所 4階 A 会議室
	10:10～11:40	運転部 脱硝課	監査	対応者 <input type="text"/>	
	13:30～15:30	運転部 分離課	監査	対応者 <input type="text"/>	
1月28日 (金)	10:00～11:30	保守部 電気保守課	監査	対応者 <input type="text"/>	再処理事務所 6階 B 会議室
	16:00～17:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	出席者 <input type="text"/>          事務局 <input type="text"/>	再処理事務所 1階大会議室 2